鳥取県告示第 461 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

		指定に係る障害	指定に係る障害		
名称	主たる事務所の	福祉サービス事	福祉サービス事	障害福祉サー	変更年月日
	所在地	業を行う事業所	業を行う事業所	ビスの種類	爱 史平月日
		の名称	の所在地		
株式会社ニチイ	東京都千代田区	ニチイケアセン	米子市上福原三	居宅介護、重	平成19年4月
学館	神田駿河台2-	ター米子東	丁目8-1	度訪問介護	1 日
	9				
"	II	ニチイケアセン	米子市加茂町二	JJ	,,,
		ター米子	丁目113	,,	,,